

COLUMN
県内
大学発

経世済民

184

聖学院大学(25)

■多くの若者が返済困難に

日本学生支援機構の奨学金制
度が劣化している。奨学生が心
肺停止で上下肢麻痺(まひ)、
いわゆる寝たきりの状態に陥っ
ても「精神若しくは身体の障害
による」返還免除規定を適用し
る免除職は1998年に4月か
ら廃止されている。代わりに業
績優秀者免除が創設されている
が、9866人、145億37万
円に留まっている。

確かに、貸与制度で奨学金を
利用して進学できる人数は増大
された。主たる業務は奨学金制
度の貸与事業であるが、奨学金
制度は大きく変貌している。

第一に、無利子貸与の第1種
奨学金と有利子貸与の第2種奨
学金となり、後者が圧倒的に増
えたことである。12年度予算で
みると、貸与金の総額は1兆1

劣化する奨学金制度

柴田 武男 政治経済学部 教授

の返済となる。この返済が卒業
半年後から始まる。

■サラ金以上の取り立て

返還が遅れると延滞利息は10
%と跳ね上がる。さらに、1カ月
遅れると本人に電話の督促、2
カ月目は連帯保証人に、3カ月目
は保証人にも、さらに延滞3カ
月目には信用情報機関に事故情
報として通知する、いわゆるプ
ラックリストでクレジットカー
ドや住宅ローンの借入に支障が
出る。組織だった厳しい督促状
況は一時のサラ金並みだとい
や違つ、サラ金の方がましだと。

学金制度の本質なのである。18
歳の高校生時点で手続きが始ま
る。どんな職業に就くかも未知
数の若者の返済能力を確かめよ
うが無い。返済能力の調査が無
いのであるから、返済困難者が
相当数出ること前提の貸付制
度なのである。しかし、学生支
援機構には返済免除したくても
出来ない事情がある。

サラ金は返済能力の調査を義
務づけられ、返済困難な場合貸
し手としての責任が問われるの
である。しかし、学生支援機構
の奨学金制度には返済能力の調
査は無い。むしろ無いことが奨
学金制度の本質なのである。18
歳の高校生時点で手続きが始ま
る。どんな職業に就くかも未知
数の若者の返済能力を確かめよ
うが無い。返済能力の調査が無
いのであるから、返済困難者が
相当数出ること前提の貸付制
度なのである。しかし、学生支
援機構には返済免除したくても
出来ない事情がある。

第2種の貸付金8021億円
3729万円のほとんどは借入
金で有り、市場から民間資金借
入を行っている。2013年度
は、約1.6兆円程度の調達を
予定している。年間1800億
円の日本学生支援債券の発行も
予定している。銀行間の取引金
利より低い金利で資金調達でき
るといふ超優良金融機関なので
ある。その高い信用度を支えて
いるのが延滞率の低さで有り、
8666・0425)へ。

埼玉奨学金問題ネットワー
クの問い合わせ先は、埼玉総合法
律事務所(のり)の鴨田譲弁護士(さい
たま市浦和区岸町7の12の1
東和ビル4階 ☎048・86
2・0355、FAX048・
8666・0425)へ。



しばた・たけお 52年東京生まれ。東京大学大学院経済学研
究科第2種博士課程満期退学。財団法人日本証券経済研究所主
任研究員を経て、91年3月聖学院大学政治経済学部政治経済学
科専任講師。03年4月より現職。埼玉奨学金問題ネットワー
ク代表。

埼玉経済

企業、団体、商店街などの話題や情報をお寄せ下さい
TEL 048・795・9161 FAX 048・653・9040